平成２８年（フ）第３９５号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3407番地の１、前住所静岡県浜松市浜北区豊保332番地の４
債務者　久保　幸也
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
静岡県浜松市中区和合北３丁目５番29号メゾンマスカット102
債務者　池谷三枝子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中区龍禅寺町534番地龍禅寺団地302号室、前住所静岡県浜松市南区三島町519番地Ｇｉａｒｄｉｎｏ202
債務者　加藤　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁121番地５三上アパート
債務者　野菊こと　島田フジ子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０５号
栃木県鹿沼市上殿町877番地４　アマービリスＢ201号、前住所栃木県宇都宮市細谷町784番地５　ロイヤルテラスＡ201号
債務者　佐藤　陽佑
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３８号
栃木県足利市寺岡町449番地８
債務者　宇津木　都
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市中一の沢町５番８号　ノーブルハイツ206号、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字太田796番地
債務者　宇塚　　満
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７１１号
東京都多摩市一ノ宮４丁目１番地の18サングレイスイースト102
債務者　二宮　貴宏
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８０４号
東京都八王子市明神町２丁目17番14号Ａ１ビル101号
債務者　松田　惠子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８９２号
東京都青梅市東青梅３丁目11番地の10アイディーコート東青梅602
債務者　古谷　　翼
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６１号
東京都町田市本町田2232番地11アムール市川103
債務者　大西　一史
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００２号
東京都小金井市緑町３丁目11番37―103号都営住宅
債務者　坂本　美樹
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７０号
岡山市北区十日市東町２番21号レオパレス中野第６　201号、旧住所岡山市北区船頭町40番地２船頭町アパート101
債務者　宮田　保博
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
長崎県雲仙市吾妻町布江名778番地１
債務者　伴　　節子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第９５８号
東京都小金井市梶野町３丁目３番９―402号カミエダハイツ
債務者　加藤万里子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部